

寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人カトリック聖ヨゼフホーム(以下「当法人」という。)に対する寄附の受入れに関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(寄附金等受入れの定義)

第2条 この規程において寄附金等の受入れとは、個人または団体が当法人または当法人の実施する事業に対して、個人または団体の自由意思に基づいて提供を申し出た金品(不動産を含む)を受領することをいう。

(寄附金等の取扱い)

第3条 寄附金等の受入れにあたっては、第4条に定める手続きに則り、「寄附金等申出書(兼受付書)」(以下、「申出書」という。)により、寄附金等の申し出者の意思を確認する。

2. 取引業者からの寄附については、当該業者との取引について便宜を図っているとの疑惑を招くことのないよう経理規程等に従い、当該業者との契約手続きの適正化・透明性の確保を図る。

(寄附金等受入れの手続き)

第4条 寄附の申し出があった場合には、寄附申し出者に申出書の記入を促すものとする。ただし、これにより難しい場合には、受け付けた職員が必要事項を確認した上で記載する。

2. 寄附の受領を行った場合には、領収書を発行し、その控えを保管する。寄附申し出者が領収書の受領を要しない場合には、領収書も控えとともに保管する。

3. 担当者は寄附の内容を確認した後に申出書に領収書番号を記入し、施設長、理事長の検印を受けた上で、保管する。ただし、現金を受領した場合には、現金が封入されていた封筒も同様に保管する。

4. 寄附金等の経理処理については、申出書に記載された寄附目的に応じて経理区分を行う。

5. 寄附金等の管理については、寄附金等台帳を作成し、適切に管理する。

(寄附金等の使途、活用等)

第5条 寄附を受けた現金については、原則として申出書に記載された寄附目的に応じた使途に充当する。ただし、寄附目的が明確でない場合には、経常経費寄附金収入として計上した上で、ふさわしい支出に充当する。

2. 寄附を受けた物品については、申出書に記載された寄附目的に従い、その物品の用途に応じて活用する。なお、固定資産に該当する物品に関しては、受領時の時価により固定資産台帳に記載する。

3. 寄附を受けた不動産については、権利関係を明らかにして、所有権移転登記を行い、価値の評価を行った上で、適正に計上するとともに理事会の承認を得て活用を図る。

(寄附の辞退)

第6条 次に掲げる場合には寄附を受け入れないことができる。

- (1) 反社会的勢力、またはそれらと関係していることが明らかな個人、団体からの寄附申込
- (2) 便宜供与、反対給付を期待していることが明らかな個人、団体からの寄附申込
- (3) 寄附の使途について、法人の事業を逸脱する行為等の別条件を付与する個人、団体からの寄附申込
- (4) その他理事長が運営上支障があると認める場合

(献金箱等による寄附の受入れ)

第7条 献金箱等を設置して不特定の人を対象に小口の寄附を受け入れる場合には、見やすい場所に掲示する等目的を明確に示す。

2. 献金箱等により受け入れた寄附は定期的に金額を確認し、献金箱等により受け入れた事が分かるように適切に寄附金収入として計上する。また、献金箱等により受け入れた寄附については金額の確認時に担当者が申出書を記入することとし、領収書の作成は省略することができる。

(寄附の募集)

第8条 特別な目的のために寄附を募集する場合は、趣意書等を作成し、募集の目的、使途等を明らかにし、事前に理事会の承認を得なければならない。

2. 寄附の受入れにあたっては、この規程に準ずるものとする。ただし、受入れの方法により、その他の書類で代替することを理事長が認めた場合には、申出書の作成及び徴収を省略することができる。
3. 募集の結果については、理事会に報告するとともに公表しなければならない。

(寄附申し出者等に対する便宜供与等の禁止)

第9条 当法人が寄附申し出者もしくはその関係者との間で売買、請負等の取引契約をする場合、理事長及び契約担当者は、経理規程を遵守し、当該申し出者及びその関係者に対して特別の便宜を与えたり、有利な条件を設定したりしてはならない。

2. 当法人が寄附申し出者あるいはその関係者と当法人の実施する事業に係る入居・利用等契約をする場合に、当該申し出者及びその関係者に対して特別の便宜を与えてはならない。

(公表)

第10条 寄附の受入れ及びその使途については、寄附金等を充当して行った活動等が分かる写真等を用い、寄附金等が有効活用されていることについて、事業報告書やホームページ等において公表するように努める。

(改廃)

第11条 本規程の改廃については、理事会の承認を得て行う。

附則 この規程は、令和2年4月1日より施行する。